

【緊急連絡】 特定操縦技能審査員の方へ！

**平成 24 年度(25 年 3 月末日まで)に審査員の認定を受けた方は
定期講習の受講期限が今年 3 月末までです！**

ご自分の認定年月をご確認下さい。

受講を受けないと再申請となり、再度申請手続きと登録免許税が必要です。

定期講習日程、場所など詳しくは

東京航空局 HP http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/cat64/post_38.html

大阪航空局 HP <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/hotnews>

【 定期講習・初任講習のお申し込み先及びお問い合わせ先 】

●東京航空局 保安部 運用課 審査員認定係

電話：03-5275-9321（内線：7529）
tcab-flightreview@cab.mlit.go.jp

●大阪航空局 保安部 運用課 審査員認定係

電話：06-6949-6229（内線：5224）
ocab-flightreview@cab.mlit.go.jp